

山形県土地開発公社定款

(昭和48年3月23日認可)

改正 昭和48年8月1日

昭和48年9月1日

平成元年3月31日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、山形県土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、山形県とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を山形県山形市に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、山形県公報に掲載して行なう。

第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に次の役員を置く。

(1) 理事 15名以内（うち理事長1名）

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、公社の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故あるとき又は理事長及び専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、規程の定めるところにより、公社の業務を掌理する。

5 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条の職務を行なう。

(役員任命)

第8条 理事及び監事は、山形県知事が任命する。

2 理事長は、理事のうちから山形県知事が任命する。

3 専務理事及び常務理事は、理事のうちから理事長が任命する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員兼職禁止)

第10条 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職員任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職等の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又は営利事業に従事してはならない。

第3章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第13条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して請求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その理事は、出席したものとみなす。

5 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、理事に対し書面により賛否を求め、その回答をもって表決にかえることができる。

6 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会が議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
- (3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- (4) 規程の制定、改正又は廃止
- (5) その他会社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号及び第4号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第4章 業務及び執行

(業務の範囲)

第17条 会社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

ホ 観光施設事業の用に供する土地

ヘ 当該地域の土地利用の将来の見通し及び自然的社会的諸条件から見て、当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業、港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行なう。

(1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その

他これらに類する業務を行うこと。

(業務執行)

第18条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

第5章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第19条 公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 公社の基本財産の額は 30,000,000 円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを処分してはならない。

(事業年度)

第20条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算等)

第21条 公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、山形県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等)

第22条 公社は、毎事業年度の終了後2箇月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付けて、これを山形県知事に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第23条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 郵便貯金又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第6章 解 散

(解散)

第25条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、山形県議会の議決を経て主務大臣の認可を受けたときに解散する。

2 公社が解散したときに存する残余財産は、山形県に帰属する。

第7章 雑 則

(規程への委任)

第26条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款の定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1. この定款は、組織変更の日から施行する。

(最初の役員任期)

2. 公社の設立当初の役員任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、山形県知事が定めるところによる。

(最初の事業年度)

3. 公社の最初の事業年度は、第20条の規定にかかわらず、この公社への組織変更の日の翌日から

昭和 49 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、昭和 48 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 48 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、山形県議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けた日から施行する。